

警察庁

長官米田 壮 殿



危険物輸送などに関する申入れ

貴職におかれましては、益々ご隆盛のこととお慶び申し上げます。また、日頃より港湾運送事業並びに港湾労働に関するご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さて、8月23日に、フレキシブルバッグに食用油を詰め、コンテナに積み込まれた海運貨物が大阪港で荷揚げされ、大阪港から大阪府内を経由して和歌山県の荷主に海上コンテナトラックで輸送される際に、何らかの事情で食用油がコンテナから漏れ、公道に油が漏れたために、何台もの自動車・バイクがスリップ事故を起こす事態が発生しました。

この事故については、貨物が港湾貨物であったことに鑑み、私たちは、重要な問題と認識しています。また、今回の事故に限らず、危険物貨物や、コンテナ貨物自体の情報(貨物・重量など)が、ドライバーに周知されていないために、あわや大惨事といった危険をドライバー自身が日常的に感じていることが常態化しています。

ついては、海コンドライバーの安全は無論のこと、市民の安全を確保する立場から、貴職に対し下記の通り申し入れます。

記

1. 海上コンテナ輸送の安全確保について

- (1) 国民・公道などの安全を確保するため、揺れや荷崩れの防止、或は漏れや飛散の防止など、適切な状態で積み込まれているかが重要な要件です。コンテナ貨物は、封印されているため、運転手が貨物を目視できず、貨物情報が正確に運転手に伝達されているかが、事故防止の重要な要件となります。

したがって、横転・液体貨物の漏れなどの事故を未然に防ぐため、荷主に対し、情報伝達の徹底を、安全確保の立場で指導を強め、必要な場合、関係法規を改正すること。

- (2) 貨物、或はコンテナに積み込まれた貨物の状態に起因する事故は、運転手や海コン事業者に一義的な責任はありません。その意味で、事故究明と防止策検討にあたっては、荷主の責任について究明し、防止策を検討して対応すること。

(3) 先の食用油が漏れたために起きた事故は、フレキシブルバッグが海上・陸上輸送に耐えられないことを示したものであり、フレキシブルバッグによる液体貨物輸送を禁ずる措置をとること。

2. 危険物輸送の安全確保について

(1) 国際連合危険物輸送勧告の批准を推進し、国内法(海上運送法、消防法、安全衛生法等)における危険物の概念を国際基準に整合させ、その基準で、港湾運送、海コン運送における危険物輸送の安全を担保することが必要です。そのために、関係所管官庁に働きかけ、具体的対応を図ること。

(2) 国土交通省が進めている安全運送ガイドラインの徹底、貨物情報(重量、固縛状態、貨物の種類等)を、海コン運転手に周知することを、貨物輸送に係るすべての団体などに徹底すること。

3. 本件に関する、今回の協議以降の対応、具体的措置について、情報開示とともに、継続的に協議を進めながら、対応すること。また、本件に限らず、港湾労働者、港湾関係労働者の安全などの問題で、貴省に係るに係る諸問題について、解決を促進するために、個別の諸課題について協議を行うこと。

以 上